

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 会員
- 第 3 章 役員および評議員
- 第 4 章 総会
- 第 5 章 理事会および運営委員会
- 第 6 章 プロジェクト
- 第 7 章 資産および会計
- 第 8 章 定款の変更、解散

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

本会は、特定非営利活動法人 KIDS と称する。KIDS は Knowing Is Doing Something の略称である。

第 2 条 (事務局)

本会は、主たる事務所 (Office) を東京都渋谷区に置く。

第 3 条 (目的)

本会は、身体的あるいは社会的に恵まれない子どもたちの発達を支援するためのボランティア活動をもって公益の増進に寄与することを目的とする。

第 4 条 (特定非営利活動の種類)

本会は、前条の目的を達成するために、次の特定非営利活動を行う。

1. 社会教育の推進に関する活動
2. 社会福祉の増進を図る活動
3. 国際協力の活動

第 5 条 (特定非営利活動に係る事業の種類)

本会は、前条の活動に係り、直接実施あるいは監督できるものを活動の範囲とし、次の事業を行う。

1. 子ども達の社会参加支援事業
2. 市民へのボランティア活動の支援事業
3. 企業、コミュニティーへの社会貢献活動の支援事業
4. チャリティーイベント、広報事業

第 6 条（活動資格）

本会は活動への参加資格を原則として規定しない。ただし、活動の継続性、効率性および安全性の確保を目的として、参加者は本会が別に定める事項をあらかじめ届けなければならない。

第 7 条（職員）

本会は、業務の遂行上、有給の職員をおくことができる。

第 2 章 会員

第 8 条（会員の資格）

本会の会員は、第 3 条に掲げる目的に賛同した個人を会員とする。会員を以って特定非営利活動促進法上の社員とする。

第 9 条（入会）

第 1 項 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事会に提出しなければならない。

第 2 項 理事会は、前項の入会申込者が第 3 条に定める本会の目的に賛同し、第 4 条から第 5 条に定める活動および事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、これを通知するものとする。

第 10 条（会費）

会員は、所定の会費を収める。金額および期日は別に定める。

第 11 条（退会）

会員で本会を退会しようとする者は、別に定める退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。また、次に該当する場合、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

1. 死亡または失踪宣告を受けたとき。
2. 会員として登録をして、所定の期日までに会費を収めないとき。

第 12 条（除名）

第 1 項 会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決に基づき、これを除名することができる。

1. 本会の定款または規則に違反したとき。
2. 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行動をしたとき。
3. 公序良俗に反する活動を行ったとき。

第 2 項 前項の規定により、会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 13 条（拠出金の不返還）

本会は、会員がすでに納入した会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役員および評議員

第 14 条（種類および定数）

第 1 項 本会は次の役員を置く。

- （ 1 ） 理事 3 人以上
- （ 2 ） 監事 1 人以上

第 2 項 理事のうち、一人を代表(Managing Director) 若干名を副代表(Assistant Managing Director)、1 人を事務局長 (Administration Director) とする。

第 15 条（選任）

第 1 項 理事および監事は、総会において会員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、会員以外のものを理事または監事に選任することを妨げない。

第 2 項 代表、副代表および事務局長は、理事の互選により定めることができる。

第 3 項 監事は、理事または本会の職員を兼ねることはできない。

第 16 条（職務）

第 1 項 理事は定款の定めおよび総会、理事会の議決に基づき、業務を遂行する。

第 2 項 代表は、本会を代表し、その業務を総括する。

第 3 項 副代表は、代表を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

第 4 項 事務局長は、運営にかかわる事務業務を総括する。

第 5 項 監事は、次に掲げる職務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
2. 本会の財産の状況を監査すること。
3. 前 2 号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に監視不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
4. 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
5. 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第 17 条（任期）

第 1 項 役員の任期は 2 年とする。ただし、再選を妨げない。

第 2 項 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。ただし、補欠または増員により選任された役員の任期は、2 年を超えることはできない。

第 3 項 役員は、辞任または任期満了の後においても、第 14 条第 1 項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

第 4 項 第 1 項にかかわらず、総会が招集されるまでの間に任期が満了する場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長するものとする。

第 18 条（解任）

第 1 項 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した会員の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。

1. 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
2. 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第 2 項 前項の規定により解任する場合には、当該役員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第 19 条（評議委員）

第 1 項 本会は理事会の判断により、評議委員（KIDS Advisor）をおくことができる。

第 2 項 評議委員は、評議委員会（KIDS Advisory Board）を構成し、本会の運営に関して意見を述べる。

第 4 章 総会

第 20 条（種別）

本会は、通常総会および臨時総会の 2 種類をおく。

第 21 条（構成）

総会は、会員をもって構成する。

第 22 条（権能）

総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する

1. 事業計画および予算
2. 事業報告および決算
3. 役員を選任および解任、職務、報酬
4. 定款の変更
5. 合併
6. 解散
7. 解散した場合の残余財産の処分
8. その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

第 23 条（開催）

第 1 項 通常総会は、毎年 1 回開催する。

第 2 項 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事会が必要と認めた場合。
2. 会員の 4 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して、代表に請求をした場合。
3. 第 16 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があった場合。

第 24 条（招集）

第 1 項 総会は、前条第 2 項の 3 号の場合を除いて代表が招集する。

第 2 項 代表は、総会を招集する場合、日時および場所ならびに審議事項を示した書面をもって開会日の 7 日前までに招集通知を発信しなければならない。

第 3 項 前条第 2 項 1 号および 2 号の規定による請求があったときには、代表は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、代表がこの請求のときから 1 ヶ月以内に会議を招集しないときは、請求をした者は、会議を招集することができる。

第 25 条（議長）

総会の議長は、代表もしくは代表の指名するものがあたる。ただし、第 24 条第 3 項の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席した会員のうちから議長を選出する。

第 26 条（定足数）

総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

第 27 条（議決）

第 1 項 総会の審議事項は、この定款に定めがある場合を除き、出席した会員の過半数の場合は可決とする。ただし、賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

第 2 項 総会において第 24 条第 2 項または第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

第 3 項 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する会員は、当該事項について議決権を行使することができない。

第 28 条（書面表決等）

第 1 項 総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

第 2 項 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 3 項 第 1 項の規定により議決権を行使する会員は、第 26 条および前条第 1 項の規定については出席とみなす。

第 29 条（議事録）

議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長および出席した会員のうちから理事会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名し、これを保存しなければならない。

第 5 章 理事会・運営委員会

第 30 条（構成）

第 1 項 理事会 (KIDS Management Committee)は、理事によって構成される。

第 2 項 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第 31 条（権能）

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する

1. 総会に付すべき事業計画および予算の立案
2. 総会に付すべき事業報告および決算の作成
3. その他総会に付すべき議案の原案の作成
4. 事業計画および収支予算の変更
5. 事務局の組織および運営
6. 資産管理方法
7. 会員の退会、除名
8. その他、総会の議決を要しない本会の運営に関する必要な事項

第 32 条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 代表が必要と認めた場合。
2. 理事または会員から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合。

第 33 条（招集）

第 1 項 理事会は、代表が招集する。

第 2 項 代表は、理事会を招集する場合、少なくとも招集日の 5 日前に日時、場所、および審議事項を記載した書面をもって通知する。ただし、理事が了承している場合には、書面に代えて電子メールにより通知することができる。

第 34 条 (議長)

理事会の議長は、代表もしくは代表の指名するものがあたる。

第 35 条 (定足数)

理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

第 36 条 (議決)

第 1 項 理事会の審議事項は、この定款に定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって可決とする。ただし、賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

第 2 項 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について議決権を行使することができない。

第 37 条 (書面表決等)

第 1 項 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、議長が認めた場合には、書面に代えて電子メール・電話またはテレビ電話により行使することができる。

第 2 項 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 3 項 第 1 項の規定により議決権を行使する理事は、第 35 条および前条第 1 項の規定については出席とみなす。

第 38 条 (議事録)

第 1 項 議長は、理事会の議事について議事録を作成し、議長および出席した理事のうちから選任された議事録署名人 2 名以上が署名し、これを保存しなければならない。

第 2 項 事務局長は理事会の審議事項を原則として 1 ヶ月以内に会員に報告しなければならない。

第 38 条の 2 (運営委員会)

本会に運営委員会 (KIDS Operation Committee) を置く。運営委員会の構成および権能については、理事会により別に定める。

第 6 章 プロジェクト

第 39 条 (プロジェクト)

第 1 項 本会の会員は、第 3 条の目的を達成するために、プロジェクトを設けて活動することができる。

第 2 項 プロジェクトは事業計画に記載される。

第 3 項 プロジェクト・ディレクターは会員の中から代表が任命する。

第 40 条 (プロジェクトの実行および報告)

プロジェクト・ディレクターは、プロジェクトを統括し、その内容を総会および理事会もしくは運営委員会に報告しなければならない。

第 7 章 資産および会計

第 41 条 (活動原資の受入)

本会は、趣旨に賛同する団体、企業、個人から金銭、物品、サービスなどの活動原資を受け入れることができる。

第 42 条 (資産の管理)

本会の活動原資は事務局長が管理する。その管理方法は、理事会の議決による。ただし、物品、サービスなどの活動原資は必要に応じて担当者を決定して管理を委託できる。

第 43 条 (資産の構成)

本会の資産は、次に掲げるものを持って構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された資産
2. 会費
3. 寄付金品
4. 事業に伴う収入
5. 資産から生じる収入
6. その他の収入

第 44 条 (経費の支弁)

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第 45 条（事業年度および会計年度）

本会の事業年度・会計年度は、毎年 10 月 1 日より 9 月 30 日とする。

第 46 条（事業計画および収支予算）

第 1 項 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算に関する書類は、代表が作成し、毎年事業年度最初の総会の議決を得なければならない。

第 2 項 前項に規定した総会の議決を得た事業計画および収支予算は、やむを得ない場合には、理事会の議決を経て変更することができる。ただし、変更された内容に関しては、変更後最初の総会に報告しなければならない。

第 47 条（事業報告および決算）

第 1 項 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等の決算に関する書類は、代表が作成し、事業年度の終了後に監事および外部監査機関の会計監査を受けなければならない。また、当該事業年度終了後最初の総会の議決を経なければならない。

第 2 項 前項の総会の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち 10 名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後 3 ヶ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

第 48 条（剰余金の処分）

本会の決算において剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散

第 49 条（定款の変更）

第 1 項 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員過半数の議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。

第 2 項 前項の軽微な事項にかかる定款の変更を行なった場合には速やかに所轄庁にその旨を届けなければならない。

第 50 条（解散）

第 1 項 本会は、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の決議
2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
3. 会員の欠亡
4. 合併
5. 破産
6. 所轄庁による認証の取消し

第 2 項 前項第 1 項の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

第 3 項 第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

第 4 項 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

第 51 条（残余財産の帰属先）

本会の解散が決定したときは、解散日における全活動資金は、その用途を総会にて決定し、速やかに手続きをとる。

第 52 条（理事会の解散）

理事会は、前条の資金処理が終了し、代表がこれを確認したとき解散する。

第 53 条（公告の方法）

本会の公告は、本会の事務局前に掲示するとともに官報に掲載して行う。

付則

第 1 条（施行日）

この定款は法人成立の日から施行する。

第 2 条（定めのない事項）

この定款に定めのない事項については、運営委員会の議決により決定する。

第 3 条（設立当初の役員）

この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。

第 4 条（設立当初の役員の任期）

この法人の設立当初の役員の任期は第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から次期通常総会までとする。

第 5 条 （設立当初の事業年度）

この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 11 年 12 月 31 日までとする。

第 6 条 （設立当初の事業計画および収支予算）

この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。